

第百十二回 参議院文教委員会會議録第五号

昭和六十三年四月十九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月一日

辞任

坪井 一字君

補欠選任

木宮 和彦君

四月十一日

辞任

高木健太郎君

補欠選任

原田 立君

四月十三日

辞任

原田 立君

補欠選任

高木健太郎君

四月十四日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

上田耕一郎君

四月十六日

辞任

上田耕一郎君

補欠選任

佐藤 昭夫君

四月十八日

辞任

佐藤 昭夫君

補欠選任

吉井 英勝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

田沢 智治君

仲川 幸男君

林 寛子君

粕谷 照美君

小野 清子君

木宮 和彦君

山東 昭子君

杉山 令華君

中島 文部大臣

寺内 弘子君

柳川 覺治君

安永 英雄君

高木健太郎君

高桑 栄松君

吉井 英勝君

勝木 健司君

下村 泰君

中島源太郎君

古村 澄一君

加戸 守行君

佐々木定典君

文部大臣

政府委員

文部大臣官房長

文部省教育助成

局長

常任委員会専門

員

事務局側

本日

の会議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田沢智治君) ただいまから文教委員会

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一日、坪井一字君が委員を辞任され、その

補欠として木宮和彦君が選任されました。

また、去る十八日、佐藤昭夫君が委員を辞任さ

れ、その補欠として吉井英勝君が選任されまし

た。

○委員長(田沢智治君) 次に、義務教育諸学校施

設費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

中島文部大臣。

といたしております。

第二に、この法律の施行期日を、昭和六十三年

四月一日とし、また、今回の改正に伴い必要とな

る関連法律の規定の整備を行うことといたしてお

ります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くだ

さるようお願いいたします。

なお、衆議院において施行期日等に関する附則

の規定の一部が修正されましたので、念のため申

し添えます。

○委員長(田沢智治君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○寺内弘子君 ただいま大臣から御説明がござい

ました義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を

改正する法律案につきまして、幾つかの点につい

てお尋ねをいたしたいと思います。

私は、学校施設、特に校舎の整備は学校教育活

動の円滑な実施を図る上で最も基本的な教育条件

整備の一つであり、行政として力を入れていくべ

き問題であると考えております。児童生徒急増市

町村の小中学校の校舎の整備について負担率のか

き上げを行い、その推進を図るとともに、地方自

治体の負担の軽減に資する本法案が提出されたこ

とにまず敬意を表するものでございます。

ところで、今回かさ上げ措置の延長を図るに当

たって、その延長期間を昭和六十三年から六十

七年度までの五年間といたしておりますが、その

理由についてまずお尋ねをいたしたいと思います。

また、本法案においては、昭和六十八年度以

降の取り扱いがどうなるのか必ずしも明確ではな

いわけですが、これについてはどのようにお考え

なのか。また、急増市町村がある程度継続的に存

続するものならば、五年という期限を限らずに、

当分の間急増市町村に対して補助率をかさ上げすることを検討することも必要ではないかと思つてございしますが、お伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 義務教育諸学校施設費国庫負担法におきましては、原則的に小中学校の校舎の新増築につきましては二分の一の負担が原則になっているわけですが、児童生徒急増地域におきましてはそういった新増築のケースが多くなるわけでありまして、また当該急増市町村におきまして財政状況等も勘案しまして、こういった校舎の整備を促進するという観点から、ちょうど児童生徒の急増が始まりました時期、昭和四十八年にこの二分の一の補助率を三分の二へかさ上げするという制度、いわゆるかさ上げ措置を講ずることとしたわけですが、通例このような措置につきましては、他の措置もそうございしますけれども、一般的に期限を切つて措置をするというのが原則でございまして、昭和四十八年度からは五年間の措置としてこのようなかさ上げ措置が講ぜられたわけですが、御承知のように児童生徒の急増状態というのはずっと継続しておるわけでありまして、その点を踏まえまして、いわゆる第一回目の措置が切れます昭和五十三年度から再び五年間の延長措置を講じて、さらに五十八年度におきまして二回目の延長措置というところで、いずれも五年間の措置としてされてきたわけでございます。

ちょうどこの措置が昭和六十二年度末をもって期限切れとなるわけでございますけれども、しかし昭和六十三年以降の五年間を見渡してみましても、いわゆる一般的な小中学校の児童生徒数は減少に転じてきて、昭和五十七年度以降減少が続いているわけでございますので、今のような急増市町村の数も当然減つていくわけでございますが、一方におきまして、最近におきまして例えば大規模な宅地開発等の状況もございまして、児童生徒が急増する地域というのは、数は減つておりますけれども、特定地域に偏つて依然として相当数

が見込まれ、なお当分の間こういった状況が続くであろうということが第一の理由としてあるわけでございます。

さらに、児童生徒急増の市町村を中心といたします今後五年間の分離新設の予定校というものは、小学校は比較的少のうございしますが、中学校を中心として相当数に上つてくるというところで、これに対応する意味の施設整備が急がれるというような状況もあるわけでありまして、これらの状況を勘案して従来から五年、五年と参つておりました関係上、今回につきましても六十三年から六十七年度までの五年間というところでこの特例措置を延長する形で提案を申し上げさせていただきます。

なお、この特例措置が六十七年度をもって切れるわけでございますので、昭和六十八年度以降どうするのかわかりませんが、昭和六十八年度以降、これは六十八年度予算編成の時点におきまして、こういった急増市町村に対する措置を設けた制度の趣旨と、その時点におきまして児童生徒数がどういう形で推移していくのか、その時点における判断、さらに当該市町村におきまして新設分離の予定校がどの程度に上る見込みが立てられているかという状況を判断いたしまして、六十八年度予算編成の際に適切に対応すべき事柄ではないかと考えている次第でございます。

○寺内弘子君 そういたしますと、昭和六十八年度以降の取り扱いにつきましては、その時点でその諸情勢の推移を踏まえて適切に対処していくというところでございしますね。この制度が急増市町村における学校施設整備の促進に大きな役割を果たしていることを考慮して、その際にはぜひとも積極的な対応をお願いしたいと思つた次第でございます。

ところで、このような法律は我が国としても全く異論はないわけですが、一方で、現在国債残高が百五十兆円を超えて、国民一人当たりの借金はいくらも抱えているという大変な国の財政上

の理由などから、社会保障を初めとする高率補助率の見直しを臨調、行革審等で行なわれているのもまた事実であります。そこで、今回かさ上げ措置の延長を図るに際しまして、これらの点についてはどのように配慮をしてこられたのか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 国の補助金一般につきまして、それぞれ例えは第二次臨調あるいは行革審等で各般の指摘が行われているわけでございます。

例えば、五十六年の第二次臨時行政調査会第一次答申におきましては、いわゆる「補助負担率の地域特例については、終期到来時には廃止を含め、現行の嵩上げ率を引き下げる」といったような厳しい御指摘、その後におきまして、この特例措置についての見直しとか、あるいは補助率全般の総合的な見直しとか、いろいろな形で御指摘を受けているわけでございます。そこで、この児童生徒急増地域に係ります特例措置は先ほど申し上げましたように昭和四十八年から講じられていたわけでございしますけれども、昭和五十八年度に五年間の延長を図るといふ措置を講じました際に、今申し上げました第二次臨調の指摘を踏まえまして、財政力指数が一〇を超える市町村並びに政令指定都市に對し負担割合は従来三分の二でございましたものを、その時点で五十八年度からは七分の四に引き下げるということで、財政力を勘案した措置というのを一つの臨調答申を受けた対応として講じたわけでございます。さらに、六十年度及び六十一年度におきましては、今申し上げました臨調、行革審の指摘を踏まえまして、補助金特例法の制定により児童生徒急増地域に係る負担割合を段階的に引き下げたところでございます。

今回、六十三年から六十七年度までの五カ年間のこの特例措置を延長することとしたしておりますけれども、補助金特例法の期限がはかの地域特例につきましても六十三年度まで三分の二から十

分の五・五といった形で措置が講ぜられております関係上、今回提案申し上げております施設負担法におきましても、六十三年度までは補助率を十分の五・五に引き下げるという措置を講じまして今提案をさせていただいているというところでございします。

○寺内弘子君 次に、このかさ上げ措置の対象となる児童生徒急増市町村について幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、この制度が発足しました御説明にありました昭和四十八年度には、全国で急増市町村はどれくらいあったのか。また、急増市町村の数がピークに達したのはいつで、どれくらい多い市町村数で、全国の市町村数に対する割合はどうであつたのか。次に、現在児童生徒急増市町村が全国で何市町村くらいあるのか。さらに、小中学校児童生徒数がしばらくの間は減少傾向で推移していくと思われましても、今後児童生徒数はどの時点までどれくらい減少するのか。それに伴つて児童生徒急増市町村も将来的にはかなり減少していくのではないかと考えられますけれども、五年後の昭和六十七年度までの程度の市町村数が見込まれるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 小学校または中学校の急増指定を受けております市町村は、昭和四十八年度におきまして三百八十七市町村でございます。

ただ、ちよつと解説を要しますのは、こういった児童生徒の急増市町村と申しますのは、例えば小学校の児童について急増を続ける町村数が幾つあるか、それから中学校の生徒が急増する地域の市町村が幾つあるかというダブルカウントをいたしております。昭和四十八年度、制度スタートのときには、小学校の児童急増市町村数が二百五十一、それから中学校の生徒急増市町村数が百三十六でございまして、これを合計いたしますと延べ三百八十七市町村でございますが、小学校も中学校も両方ふえる市町村をダブルカウントいたしておりますので、実数はこれを若干下回りますけれども、制度の仕組みとして一応延べ計算をいた

しますと今申し上げた三百八十七市町村が該当いたしました。それ以来年次のほとんど市町村数はふえていったわけでございまして、ピークに達しましたのが昭和五十七年度でございまして、このときが、小学校の児童急増市町村数が四百三十五、それから中学校の生徒急増市町村数が六百三十七でございまして、合計いたしますと千七百三十七市町村が延べ数として該当したわけでございまして、全国の市町村数が約三千強でございまして、三分の一弱がこういった急増市町村に該当したということでございます。この千七百三十七をピークといたしまして、その後はこの市町村数は減少の方向に向かっているわけでございまして、当然これは全国的な児童生徒数の減少と関連いたしますわけでございまして、昭和六十二年、昨年度末の時点でございまして、六十二年におきまして小学校の児童急増市町村数はわずかに三市町村でございまして、専ら中学校の方に急増状態があるわけでございまして、中学校の生徒急増市町村数が四百七十五、合計いたしました四百七十八の市町村数でございまして、全市町村数からいいますと約一五％をまだ占めているという状況でございます。そして児童生徒数は、六十二年におきましては、今申し上げた四百七十八市町村が該当する時点におきまして全国の児童生徒総数が千五百九十七万三千人であるわけでございまして、今後、十年後の昭和七十三年には千二百七十万人程度と見込まれておりまして、その間三百二十六、七万の児童生徒数が減少するであろうという、いわゆる急減方向は依然として続く状況の中で、このような減少が見込まれているという状況でございます。

これに伴いまして、児童生徒の急増市町村数も減少基調で推移するというぐあいに考えているわけでございまして、一方におきまして、先ほど申し上げましたようなある特定の地域におきましては大規模の宅地開発等に起因いたします社会増によりまして新たな児童生徒急増市町村の指定を受ける市町村も出てくると思われるわけでございまして、私どもの推計によりまして、この補助金のかさ上げ措置を継続いたします最終年度の昭和六十七年度におきましても依然として百程度の市町村が児童生徒急増市町村として指定を受ける見込みであるという状況でございます。そういった今の現状を概括的に申し上げさせていただきます。

○寺内弘子君 次に、児童生徒急増市町村の財政状況について伺いたします。

一般的には過疎地域とか離島地域といった補助率かさ上げ特例措置を受けているほかの地域に比べれば、急増市町村の財政状況はよいのではないかとと思われるわけですが、他の市町村と比較してどのような状況にあるのか、お尋ねをしたいと思います。また、急増市町村における一般会計歳出額の中に占める小中学校建築費の市町村負担割合は五年前と比べて改善されているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 昭和六十一年度におきまして児童生徒急増市町村の財政力指数を単純に平均いたしますと〇・七八でございまして、こういった財政力指数というのは、基準財政収入額と基準財政需要額の見合いの数字を一・〇という形で算定したその結果としての財政力指数を児童生徒急増市町村の単純平均をさせていただきますと、今申し上げました〇・七八になるわけでございまして、一方におきまして、この急増市町村も含めまして全市町村の財政力指数を単純平均いたしますと〇・四三でございますので、この〇・四三に比べて急増市町村の〇・七八というのはかなり財政力指数は全国平均よりは上回っているという状況でございます。一般的に申し上げますと急増市町村の財政状況は全国平均よりは悪くないというぐあいに私は私どもは考えているわけでござい

ます。そこで、次に公立学校施設に係ります財政状況について見ますと、昭和六十一年度の一般会計歳出額に占めます小中学校建築費の市町村負担額の比率をとってみますと、児童生徒急増市町村は二・三％、今申し上げたように一般会計歳出額に占めます小中学校の建築費の市町村負担額でございますが、二・三％でございまして、一般市町村の比率が一・九％でございまして、そういった点では急増市町村の比率が高いわけでございまして、ちなみに五年前、この時点から五年前の昭和五十六年度におきましては今申し上げた急増市町村の二・三％の負担率が五・四％でございまして、五年前と比較いたしますと急増市町村におきましては学校建築に係る財政負担は次第に改善をされてきている状況にあると理解しているわけでござい

ます。また、一般市町村におきましては五十六年度の割合は、先ほど申し上げましたのは六十一年度の割合は、一・九ということになります。五年前の一般会計に占めます小中学校建築費市町村負担額につきましては三・二％でござい

ましたから、そういった点で一般市町村についても負担の比率は下がっておりますが、なお急増市町村と一般市町村を比較いたしますと、依然として急増市町村の負担額の比率というものは一般市町村よりは高いという状況になるわけでござい

ます。なお、他の地域振興法によりまして負担割合のかさ上げを受けている地域と比較いたしまして

も、児童生徒急増の市町村の財政状況は悪くはない状況でございまして、ちなみに申し上げますと、例えば地域振興の指定を受けております地域としての過疎地域でございまして、例えば離島地域でございまして〇・二二でございまして、例えば特別豪雪地域でございまして〇・三六、あるいは特別豪雪地域でございまして〇・二七から〇・二八という状況でござい

ますので、児童生徒急増市町村についての一言え先ほどの〇・七八というのは財政状況はそれほど他の地域ほどは悪くないというところは一般的には言えるのじゃないかと思っております。

○寺内弘子君 それでは、その急増市町村における財政状況がかなり改善してきていると理解してよろしいわけですね。ありがとうござい

ます。村でもあるわけですから、学校を建設すること以外にも新たに道路とか下水道、公園といったさまざまな社会資本整備が必要とされてくるわけですね。そういうことを思いますと財政的には十分だというわけではないと思っております。やはりかさ上げ措置の意義は大きいのではないかと申し上げておきます。急増市町村の数はピーク時の半分以上に減少して今後さらに減少していくことが予想されるということなので、急増市町村の要件を緩和しても国の負担は余り大きくふえるということとは予想されな

いと思われまして、急増市町村の指定要件の緩和を図る考えはあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 児童生徒急増市町村の指定要件につきましては、昭和四十六年度に小中学校用地取得費の補助制度が設けられた際に定められた基準に準じまして、昭和四十八年度の義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正の際に定められたものでござい

ます。当時の指定の基準と申しますのが、ちょっと申し上げさせていただきますと、指定を行う前年度三カ年間の児童生徒数の増加率並びに増加率をベースといたしておりました。例えば小学校につきましては、児童の増加率が一千名を超え、かつ一千名を超える数が当該市町村におきまして増加率、三カ年間の増加率が五％以上である場合、それと児童の増加率が五百人以上で、かつ増加率が当該市町村につきまして一〇％以上である場合、それから中学校につきましては、生徒増加数が五百人以上で、かつ増加率五％以上、または増加率が二百五十人以上、かつ増加率一〇％以上というような観点で、これらのいずれかに該当する市町村を急増市町村として指定をさせていただきます。たわけでございますけれども、昭和五十二年度には児童生徒数の増加率はそれほど多くなくとも、増加率が著しく高い市町村に対してはやはり財政援助の特別措置を適用すべきであるという考え

に立ちまして、小学校については五十二年度の改正によりまして今申し上げた千人以上、五百人以上という場合以外に、増加数が小学校の児童三百人以上でございまして増加率が一五%を超えるという伸び率の高いものにつきましては、数は少のうございすけれども、この急増市町村に指定をするという考え方をとり、かつ中学校につきましても、先ほど申し上げた四十八年度の基準が五百人以上五五%、二百五十人以上一〇%のほかに、百五十人以上の増加であっても増加率が一五%を上回るものにつきましては、こういった特例措置を適用することによって指定要件の緩和を五十二年度に措置していただけたところでございす。

さらに昭和五十五年度におきましては、急増指定の有効期限が従来は単年度限りでございしたものを一年間延長いたしまして、指定を受けました年度の翌年度に指定要件から外れた場合におきましても、当該翌年度に限りまして急増市町村として取り扱うという弾力的な運用を行うようにしたわけでございす。さらに六十一年度におきましては、小中学校の過大規模校、通常私どもは三十一学級以上を対象としてこの分離の促進を図っておりまして、また過大規模校を分離する場合の用地取得につきましても、児童生徒急増市町村以外の市町村も補助対象にするということにいたしました。実質的には指定要件を大幅に緩和したということでございます。

これらの措置によりまして児童生徒の急増の実態に即した措置を講ずることができたのではないかと私も考えているところでございまして、今のところは指定要件を緩和いたさなくても特段の支障は生じないというぐあいに理解しているところでございす。

○寺内弘子君 次に、急増市町村でも施設の整備はかなり進んでおりまして、私の住んでおります埼玉県でもプレハブの教室がたくさんございす。そういう学校が最近ほとんど見られなくなつてきているように思われますが、そこで

この児童生徒急増市町村における小中学校の校舎の整備率、また不足教室数、今でもプレハブ教室数がどのくらいあるのか、この状況について、五年前の状況と比較してお尋ねをしてみたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 児童生徒急増市町村の小中学校校舎の整備率でございす。五年前におきまして、昭和六十二年年度をちょっと基点として計算をさせていただきますと、五年前の昭和五十七年度でございまして、小学校の校舎整備率が八九%でございまして、それが五年後の昭和六十二年度におきましては九三・三%の整備率となつておりまして、かなりの伸びを示しております。さらに中学校につきましては、昭和五十七年度の整備率が八八・一%でございまして、その五年後の昭和六十二年度におきましては中学校の校舎整備率は九二・八%になつておるわけでございす。これを合算いたしますと、小中学校合わせました校舎整備率が五十七年度におきましては八八・六%でございしたものが、五年後の昭和六十二年度におきましては八二・八%に達しておるわけでございす。そういう意味では、五年間で約四・二%の整備率の上昇であると数字を把握いたしております。

それから、一学校当たりの不足普通教室数でございすけれども、昭和五十七年度におきましては、小学校は一校当たり普通教室数の不足が〇・四二でございまして、それが五年後の昭和六十二年度には小学校は一校当たり〇・二二に減つております。約半減いたしております。それから中学校につきましては、一校当たりの不足教室数が昭和五十七年度は〇・五五でございしましたが、五年後の昭和六十二年度につきましては、中学校の不足普通教室数が〇・三七でございまして、小学校はどではございせんが、不足教室数はほとんど減つていく方向にございす。これを合算いたしますと、小中学校の一校当たり不足教室数は、昭和五十七年度は〇・四七でございしましたが、五年後の昭和六十二年度には〇・三七に減つてきておると

いう状況でございす。しかしながら、依然として不足教室数が存在するということは事実でございまして、この解消のためにはお努力すべき事柄ではないかと思つております。

さらに、こういった急増の状況に対応する措置としてプレハブ校舎が存在するわけでございまして、教育上も必ずしも好ましい条件ではございせんが、こういったプレハブ教室数につきましても、小学校の場合は、昭和五十七年度には一校当たり〇・一六教室でございまして、これは若干増加をいたしております。昭和六十二年度には一校当たり〇・二二という形でプレハブ教室数は小学校の場合にはちょっとふえております。しかし、一方中学校につきましては、昭和五十七年度は一校当たり〇・二七でございまして、五年後の昭和六十二年度につきましては〇・一四というところで、中学校につきましてはプレハブ教室数は半減いたしております。合算いたしますと、昭和五十七年度におきまして小中学校の一校当たりプレハブ教室数は〇・二でございまして、昭和六十二年度、五年後におきましてはそれが〇・一四になつておるわけでございまして、そういった努力は着実に進められておると理解しておるわけでございす。

こういうような形で急増市町村におきまして校舎新増築に対する負担率のかさ上げ措置によりまして校舎整備が進められておる。その結果として現在の整備状況を一般市町村と比較いたしますと、校舎整備率につきましてはほぼ同程度に達してきているというぐあいに理解をしております。

○寺内弘子君 次に、予算との関連で、児童生徒急増市町村にかかわる予算措置がさきに成立いたしました昭和六十三年年度予算でどの程度講じられておるか、またその程度の予算で急増市町村の計画している事業に十分対応できるのかどうか、その規模についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 先ほど申し上げましたように、急増市町村に対します措置として

は、ちょうど急増市町村数がピークに達しました昭和五十七年度、それへ向けての校舎整備でございすから、五十五年あたりが最高の事業量を占めていたわけでございすけれども、年々減少を続けているところでございす。

そこで、今回の六十三年度予算におきましての措置でございす。児童生徒急増市町村の小中学校校舎新増築事業の事業量といたしましては、私ども約四十一万平方メートルにおるわけでございまして、これに対する予算額としては二百四十五億円を計上いたしております。これは市町村からの事業計画をとりまして、それに見合う予算措置を講じたわけでございす。この二百四十五億円のうち今回のかさ上げ措置、いわゆる二分の一から十分の五・五へかさ上げをしております。児童生徒急増市町村の小中学校校舎新増築事業について、毎年市町村の事業計画を勘案して必要な予算措置を講じてきておるわけでございす。本年の今申し上げた二百四十五億円で六十三年度の予定しております事業量は十分ございす。形で私どもは対応しているところでございす。

○寺内弘子君 昭和六十一年度に制定された補助金特別法によりまして、昭和六十一年度から昭和六十二年度までの三年間は、急増地域に限らず、過疎地域とか離島地域にかかわる地域特例の補助率かさ上げについても引き下げが行われておるようです。今回の法律案において昭和六十三年度の負担割合が十分の五・五とされておるのも残念ながらやむを得ないものと考えております。昭和六十四年度以降については、私たちがしましては三分の二に返るものと考えていたわけであります。実はこれは三月二十四日の参議院の予算委員会でも梶山自治大臣が、昭和六十四年度以降は原則としてどの補助率に戻すべきとの答弁をいたしておるわけでございす。この梶山自治大臣の答弁に対しては、宮澤大蔵大臣は明確な御答弁を避けていらつしやるんですね。この点について文部省はどのような考えを持っていらつしやるの

か、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) ただいま先生おっしゃいましたように、今回の法律案の中で三分の二のかさ上げを六十三年度までは十分の五・五に引き下げておられるわけですが、これは過疎地域とか離島地域といったような、今先生おっしゃいましたようなほかの地域特例がすべて補助金等特例法によりまして十分の五・五に引き下げられておられるというバランスといひますが、その見合いの關係で施設負担法の方も十分の五・五の引き下げ措置を講ずる形で提案をさせていただいておられるわけですが、この期限は法律上は今申し上げましたように六十三年度まででございますので、残りまして六十四年度から六十七年度までは法律上は三分の二の補助率へ戻ることをご予定した提案になっておられるわけでございます。

そこで、六十四年度以降の取り扱いの問題でございますが、予算委員会におきまして自治大臣と大蔵大臣の答弁の微妙な食い違い等がございますが、私も政府の一員でございますのでこれは政府全体で考え、十分相談した結果を受けとめていく必要があるわけでございますが、現在の考え方としては、特例措置期間の終了後におきまして取り扱いにつきましては諸情勢がどのように推移していくのか、あるいは国、地方の役割分担をどのように考えたらいいのか、あるいは財源のあり方、財源配分のあり方というものも考える必要がある、そういった諸情勢を総合的に勘案いたしまして、政府部内で関係省庁で寄り寄り相談をいたした上で、どういう形で持っていくのかというのを適切に対処していきたいというふうに思っている段階でございます。必ず三分の二へ戻るといふことを申し上げることもできませんし、かといふて、いや戻さないといふことを申し上げるわけでもない。ただそれは文部省の気持ちとしては負担割合は三分の二へ戻ってほしいという気持ちはございますけれども、それは政府全体の中で今財政状況等を総合勘案して決める事柄ではないか、その中で文部省も一員として御相談に加えて

いただくということで、今後関係省庁の間で相談を進めながらいろいろ事柄だと現時点では考えているところでございます。

○寺内弘子君 ありがとうございます。

それでは、前回の昭和五十八年の延長の際には、私たち全会一致して学校施設の整備に關して、

一、児童生徒急増市町村における学校施設の整備が円滑に実施されるよう、必要な事業量とその財源の確保等に努めること。

二、学校の施設設備については、安全性に留意するとともに情操豊かでたくましい児童生徒の育成に配慮した整備を図ること。

三、学校規模の適正化を図るため、過大規模校の分離の促進に努めること。

この三項目の附帯決議を決議いたしておりますが、これらについてその後どのような措置を講じてきておられますか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(加戸守行君) 施設負担法におきまして急増市町村の特例措置が昭和五十八年に二回目の五年間延長措置が講ぜられた際に、当委員会におきまして三項目の附帯決議をちょうだいしているわけでございます。

そのうちの第一点でございます急増市町村におきまして学校施設の整備を円滑に実施するよう必要な事業量の確保と財源の確保に努めるべきであるという御決議につきましては、市町村の整備計画に支障が生ずることのないようにする必要があるわけでございます。毎年度文部省といたしましては予算で必要な財源の確保に努めてきたわけでございます。五十八年度から六十一年度までの四年間におきまして、児童生徒急増市町村に係ります小中学校校舎増築事業としては三百七十五万平方メートル、負担金の金額にいたしまして二千八百十七億円の整備に對しまして国庫負担をしたところでございます。

それから第二点「学校の施設設備については、安全性に留意するとともに情操豊かでたくま

しい児童生徒の育成に配慮した整備を図ること」という御決議をちょうだいしているわけでございます。まして、この点に關しましては特に施設設備の安全性の確保といふことは重要なことでもございまして、都道府県、市町村に對しまして、特に心身障害を有する児童生徒に對します施設上の配慮について引き続き指導いたしますとともに、昭和六十年から補助対象を全国に拡大いたしました大規模改修事業におきまして、障害児のための施設の一部改修について国庫補助対象としたわけでございます。さらに、情操豊かでたくましい児童生徒の育成の観点から、昭和五十九年度以降、新たに多目的スペース確保のための基準面積の引き上げであるとか、あるいは学校施設への木材使用の促進、さらに基本設計費に對する補助、それから部室に對する補助等の各般にわたる施策を講じてまいっているところでございます。

それから、第三点の決議事項が「学校規模の適正化を図るため、過大規模校の分離の促進に努めること」という事項でございますが、六十一年度におきましては、学校規模の適正化を図りますために用地取得費補助制度の内容を改正いたしまして、過大規模校の分離新設に伴います用地取得費に對する補助制度として、昭和六十五年まで五

カ年間の延長を行った次第でございます。また、市町村に對しましては、五十九年度からは過大規模校を多く抱えておられます市町村の教育長を文部省にお呼びいたしまして、過大規模校の現状あるいは解消の基本的な計画、さらに個々の過大規模校の解消の見通し等について事情聴取を行ってまいったわけでございます。その結果として昭和五十七年度から昭和六十二年までの五カ年間は、千五百五十三校の過大規模校が解消されるに至っているわけでございます。附帯決議の趣旨を踏まえまして、この三つの事項については文部省としても誠意をもって対応させていただいたと思ひておられるわけでございます。

○寺内弘子君 ありがとうございます。

それでは、これまでの質疑に關連いたしまして

て、公立学校整備に關する幾つかの問題点について質問をさせていただきますと思ひます。

まず、過大規模校の解消についてお伺いをいたします。過大規模校の解消については、本委員会においてもたびたび議論されて、臨時教育審議会答申や閣議決定された教育改革推進大綱においても指摘されているなど、現在の学校施設の最重要課題の一つではないかと思ひます。これについては文部省、地方公共団体においても鋭意努力されておられ、現在までに相当解消されてきているものと承知をいたしておりますが、過大規模校の現状及び今後の解消方策についてお尋ねをいたします。文部省において、予算措置だけでなく、過大規模校を多く抱える市町村を直接呼んで指導するということも、過大規模校の解消に効果があると思うのでございますが、いかがなものでございましょうか。

○政府委員(加戸守行君) 私どもは小中学校の規模につきましては、大規模校、特に過大規模校というものには對しましては強い関心を持つておられるわけでございます。その解消への努力を重ねているわけでございます。

具体的には、現在の予算執行の仕組みの中におきましては三十一学級を超える小中学校を過大規模校と呼んでおられまして、そういった過大規模校の数をどうやって減らしていけばいいの、いろいろな問題、困難な問題点を抱えておられますけれども、鋭意努力をさせていただいておられるわけでございます。ちなみに、五十七年度が過大規模校の教として全国的にピークに達した時期でございます。まして、そのときは公立の小中学校の約七割に相当します二千四百八十一校が過大規模校として存在したわけでございますけれども、昨年の五月一日現在では約半分に当たりまして、三・五割に相当する千二百三十一校まで減少したわけでございます。まして、そういう意味では、ピーク時に比べると半減したわけでございますが、依然として千一校を超えるような学校が存在するというところでございます。過大規模校につきましては教育

指導上あるいは学校管理運営上種々な問題を抱えているわけでございまして、基本的な教育条件の整備という観点からは早急に解消して、学校規模の適正化を図ることが急務と考えておるわけでございします。

文部省としては、昭和六十一年度予算におきまして、児童生徒急増市町村以外の市町村におきまして過大規模校を分離新設するための用地取得費につきましても補助ができるように制度改善を図ったところでございまして、また従来から過大規模校をたくさん抱えております市町村の教育長等からは、先ほど申し上げましたように、その解消計画につきましても事情聴取を行いまして、解消方策について具体的な事例に即してそれぞれ指導するという体制をとっているわけでございまして、またその分離新設に伴います用地取得費に對しての補助を積極的に行うというような事例を含めまして、その解消を促進してきていますところでございます。

その結果としましては、昭和六十二年度の過大規模校につきましても、およその今後の見通しでございまして、今申し上げた千二百三十一校のうち約八六〇程度は分離新設あるいは通学区の調整、児童生徒の減少等によりまして近い将来に解消される予定であるというぐあいに聞いているわけでございまして、残りの過大規模校につきましても、それぞれ抱えている問題は非常に大きゅうございまして、例えば当該地域におきまして大規模な用地を取得することが困難であるというやうな地域の事情等から解消が非常に困難視されるものでございまして、事はやはり子供たちの教育上の問題でもございしますので、なお市町村に對しまして引き続き解消への努力を要請してまいりたいと思っております。

○寺内弘子君 御説明にありましたように、過大規模校を分離して新たに学校を新設するにつきましても大変な、用地取得等につきまして大きな問題があると思われるわけでございします。現在行われている用地取得費補助制度というのがござい

ますが、極めて重要な制度であると認識しておるわけですが、これについて市町村の要望にこたえだけの十分な予算措置が講じられておるのでしょうか。

○政府委員(加戸守行君) 過大規模校の解消を図ります基本的な問題といえますのは、やはり新しく分離新設します学校に必要な用地の取得でございまして、これは最近におきましますような地価高騰等の問題もございしますが、土地の入手難あるいは土地の価格の高騰等の各般の要素がございします。そういった点で、市町村が過大規模校の分離に二の足を踏みますのが用地問題でございまして、そういった点で過大規模校の解消を図るために昭和六十一年度から、それ以前におきましては児童生徒急増市町村のみを対象とした用地取得費の補助制度を、一般市町村を含めまして、いわゆる過大規模校の分離新設に伴います用地取得費補助制度という形に改めまして、そういった制度をし、必要な予算措置を講じてきていますところでございます。

こういう用地取得費補助につきましても、毎年度市町村の事業計画を勘案いたしまして、必要に応じて、場合によっては事業計画の前倒し等を積極的のこちら側から求めるというやうな対応をしながら、十分な予算措置を講じてきておるわけでございまして、本年度におきましても、市町村の事業計画に十分見合うだけの予算といたしまして二百十七億円を予算上計上して、市町村における積極的な用地買収を働きかけ、また期待をされているという状況でございします。ちなみに、この二百十七億円の積算としましては、事業量は二百二十九万九千平方メートルでございします。

○寺内弘子君 学校用地となりまして、最低でも一万から一万五千平方メートルのまとまった用地をその学区内に確保する必要があると思うんです。そして、多数の地権者の同意を得るために説得に回ったり、代替用地をあつせんしたりして、市町村の苦勞は並み大抵ではないと思うんです。現在、首都圏を初めとする大都市地域の地価はよ

うやく鎮静化してきたようでございしますが、昨年度までの地価高騰の影響を受けて自治体の用地取得が計画どおり進められていないのではないかと心配をいたしていただけないものでございします。このことによつて過大規模校の解消がおくれているのだとすれば何らかの対策が必要となってくると思うのですが、地価の高騰が過大規模校の解消を阻害しているといったことはないでしょうか。この辺をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(加戸守行君) 過大規模校の解消の多くは、先ほど申し上げましたように、分離新設等の方法を講ずることが必要であるわけでございしますが、こういった用地取得費の補助に当たりましては、予算上の単価は一応積算として定められておりますけれども、実際の補助に当たりましては実買収単価あるいは地価公示価格等を基準として市町村が定めた価格等を補助単価として執行上遺漏なきを期しているわけでございまして、これによりまして実際に土地の買収実施に見合った補助を従来から行つてきているところでございします。

解消が困難とされております過大規模校については、分離、新設のために必要となるまとまった敷地、例えば最低でも一万五千平方メートルから二万平米という塊の土地というものが当該通学区区域内には求められないとか、あるいは通学区区域を変更しようとするとか地域住民の理解が得られないというやうな場合がほとんどでございまして、そういった問題はございしますが、土地全体が今申し上げた塊として買えないという状況が大きな原因でございまして、最近の地価高騰、決して好ましいことではございせんし、また、そのために市町村に對する相当の影響を与えていることは事実でございしますけれども、今申し上げましたように、その実勢単価に見合った補助を執行上行つておりますから、今回、最近におきまします地価の高騰が原因として過大規模校の分離あるいは解消ができなくなつたという事例は私どもは聞いておりませんし、そのために解消がおくれているという状況で

もないと思っております。そういう意味ではやはり今申し上げた地価高騰よりもその土地自体がまとまって得られないということに基本的原因があるのではないかと分析をしているところでもございします。

○寺内弘子君 ありがとうございます。それでせっかく文部大臣が御臨席いただいているわけでございしますので、大臣にお伺いをしたいと思ひます。

昨年、実は当文教委員会の視察で秋田県の養護学校を見させていただいたわけでございしますが、私が見た養護学校の施設はいろいろな点に配慮され、かなりよく整備されていると感心いたしました。大変参考になりました。また、養護学校の先生方や職員の方々が大変苦勞されているのもよくわかりました。そこで、これまで何度か取り上げられたことがあると思いますが、養護学校の整備状況は小中学校など他の学校に比べてかなり整備率が低いのではないかとと思われるわけでございしますが、全国の養護学校の施設の整備の状況はどのようなふうになっているのか。また、秋田県の養護学校程度に進んでいるならば私は大変結構だと思ふのですが、そうでなければ早急に整備を促進すべきではないかと思うわけでございします。養護学校の施設整備について文部省としてどのように今後促進をしていくつもりなのか、お考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(中島源太郎君) 個々のことにつきましては、後段の御質問には政府委員からお答えさせていただきますが、基本的に養護学校のお話でございまして、私も過日養護学校を参考に見させていただきまして、それぞれの方の障害の種類も非常に多様でございまして、年齢もまた多様でございしますので、養護学校の整備につきましても、特に画一的な規格を統一していくのがいいとは思ひないわけでございします。各市町村におきまして何を考えるかというところ、そこにおられる子供さん方にかつ適切な環境をつくるかということに意を用いるべきでありまして、統一規格をそれに当

具体には政府委員からお答えさせます。

いわけでいいます。

○寺内弘子君 最後にアスベストに関連して御質問いたします。

○政府委員(加戸守行君) アスベストの問題が太

第六部 文教委員會會議錄第五号 昭和六十三年四月十九日【參議院】

とりあえず昭和六十二年度におきましては大規模改修事業を文部省として補助を行っているわけ

ただ、この吹きつけ

○寺内弘子君 最後の最後

○國務大臣(中島源太郎君)

○委員長(田沢智治君) 本日の質疑はこの

午前十一時三分散会

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学の助成大幅増額に関する請願(第六七
一号)(第六七二号)(第六七三号)(第六七四
号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)
(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第
六八一号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八
四号)(第六八五号)(第六八六号)(第六八七
号)

第六七二号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 名古屋市中川区馬手町三ノ二九ノ
二 恒川喜太郎外五万九千九百九
十九名

紹介議員 諫山 博君

私立学校は今、大学から中・高、幼稚園に至るま
で、大変な危機に直面している。その最も重要な
問題が、臨調・行革路線に沿って強められてきた
私学助成に対する抑制・削減の事態である。
昭和六十三年度予算をみても、私学関係予算は辛
うじて削減は免れたものの、広範な国民の切実な
願いからは、程遠いものとなっている。このた
め、学費値上げが急速に進行し、私学の学費は、
父母にとつて、その負担の限界を超えている。し
かも、高校においては、生徒急増期とも重なつ
て、教育条件は急速に低下し、教育困難を増大さ
せている。このような事態であるにもかかわらず
ず、私学助成の総額抑制に加えて、高校以下の経常
費に対し、昭和六十一年度から不交付団体である
東京・神奈川・愛知の三都県に、マイナス五パー
セントの減額措置を実施したことは極めて重大で
ある。教育改革が国民の重大関心事となつてきて
いる現在、私学の教育・研究を一層充実・発展さ
せることは、日本の教育にとつて、欠くことので
きない課題である。また、四十人・三十五人学級
の実現、大規模校の解消は、教育荒廃を克服する

ためにも、昭和六十四年度からの急減額問題を
公・私立の教育を充実させる方向で解決するため
にも必要である。ついで、当面する私学の諸困
難を打開し、国民の切実な教育要求にこたえるた
めにも、昭和六十三年度私学関係予算において、
次の事項について速やかに実現を図らねばなら
ない。
一、学費値上げをせず、教育条件を改善するため
に、経常費補助を大幅に増額するとともに、国
会附帯決議による経常費の五十パーセント補助
を速やかに実現すること。
二、父母負担を軽減し、公・私立間の学費格差を
縮小するため、授業料助成を実現すること。
三、四十人学級の早期実現、大規模校の解消を図
るための助成措置を行うこと。
四、老旧校舎を改築し、設置基準を満たすための
施設設備補助を実施すること。
五、高校以下の経常費に対する、不交付団体を名
目とした減額措置を直ちにやめるとともに、過
疎地帯の私学に対する特別助成を継続・拡充す
ること。

第六七二号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 愛知県岡崎市上地町字藤六一
九 加藤敏夫外五万九千九百九十
九名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六七三号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 愛知県小牧市大字二重堀一、六六
九 桜井和義外五万九千九百九十
九名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六七四号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 愛知県岡崎市伊賀新町三ノ一七
九 武田儀三郎外五万九千九百九十
九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六七五号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 愛知県豊田市秋葉町八ノ二一ノ七
三 大西龍夫外五万九千九百九十
九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六七六号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 愛知県豊田市永寛新町二ノ五六
新井東外五万九千九百九十九名
紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六七七号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 愛知県豊田市秋葉町八ノ二一ノ九
七 田中武外五万九千九百九十九
名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六七八号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 愛知県豊田市美里三ノ四ノ二二
村岡勝正外五万九千九百九十九名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六七九号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 名古屋市中区筒井三ノ一九ノ九
安藤多鶴子外五万九千九百九十九
名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六八〇号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 名古屋市中区緑区六田二ノ二五一 青
山勝利外五万九千九百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六八一号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 名古屋市中区千種区千代が丘一ノ一〇
一ノ二二三 荒巻陸子外五万九千
九百九十九名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六八二号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 名古屋市中区千種区下方町四ノ三五
二宮徳夫外五万九千九百九十九名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六八三号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願
請願者 名古屋市中区東区猪子石一ノ三〇一
太田尊外五万九千九百九十九名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六八五号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願

請願者 名古屋市中区金城町四ノ六八 加藤 真樹子外五万九千九百九十九名
紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六八六号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願

請願者 名古屋市中川区水里二ノ一六三 和久井 雄外四万九千九百九十三名
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

第六八七号 昭和六十三年三月十八日受理
私学の助成大幅増額に関する請願

請願者 愛知県春日井市味美白山町一ノ一 三ノ九 永田 幸雄外五万九千九百九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第六七一号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、へき地教育振興に関する請願(第八六九号)

第八六九号 昭和六十三年三月三十一日受理
へき地教育振興に関する請願

請願者 新潟市新光町四ノ一新潟県議会内 布施康正
紹介議員 長谷川 信君
文部省は、会計検査院が提出した、へき地級地の適正化に向けた措置要求により、昭和六十二年、へき地学校の実態調査を実施し、昭和六十四年度に級地指定の新基準を作成することとし、昭和六十三年度は現行基準における級地の見直しを実施

すべく、へき地教育振興法施行規則の一部を改正したところである。現行基準に基づく級地の指定は、昭和四十七年度から実施されており、その後の社会情勢の変化を考慮すれば、級地指定基準の各要素に変動を生じていることは否定できないことであり、いづれ実態に即した級地の見直しを行うことはやむを得ないものと考えられる。しかしながら、へき地に勤務する教職員の処遇向上を図る目的で制度化されたへき地手当は、教職員の士気高揚にもつながり、その見直しは、へき地教育の振興に大きく影響する。新潟県は地形的に山間へき地を多く抱えており、交通条件や自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地や離島に約三百のへき地校が点在している。については、新基準の作成に当たっては、本県のような過疎、豪雪地帯の実情や特殊性を十分に考慮し、現行級地の維持も含めて検討されたい。

四月十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月一日)
一、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載
小字及び一は修正)
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案
附則
(施行期日等)

1 この法律は、
昭和六十三年四月一日から施行する。

四月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、国立大学の学費値上げ反対等に関する請願(第九七五号)
一、国立大学寄宿料の値上げ反対に関する請願(第九七六号)

第九七五号 昭和六十三年四月七日受理
国立大学の学費値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都中野区中央二ノ一ノ七 原和良外二万七千七百七十二名
紹介議員 佐藤 昭夫君

現在、国・公・私立大学の学費は、家計を著しく圧迫している。高い学費を払えずに進学をあきらめる者や、進学できても、借金をしたりアルバイトを余儀なくされる学生が急増している。こうした事態は、憲法や教育基本法で定められている教育の機会均等の原則や国民の教育権を踏みにじるものである。については、国民・学生の生活を守り、大学を社会的・民主的に発展させるため、次の事項について実現を図られたい。

一、昭和六十四年度の国立大学の学費値上げを行わないこと。また、国立大学の授業料に学部間格差を導入しないこと。
二、公立大学への国庫助成を大幅に増額すること。

三、ひものつかない私立大学への国庫助成金(私学助成金)大幅増額、及び私学の学生に対する授業料直接助成を実現すること。
四、軍事費を削減し、文教予算の抜本的増額を行うこと。

第九七六号 昭和六十三年四月七日受理
国立大学寄宿料の値上げ反対に関する請願

請願者 東京都目黒区駒場三ノ八ノ一東大 駒場 隆外三十七名
紹介議員 粕谷 照美君

昭和六十三年度予算案に、国公立大学寄宿料値上げ計画が盛り込まれている。これは、更なる負担区分制貫徹のための第一歩であり、国家財政の危機を乗り切るために推進されている行財政改革の臨時行政調査会の路線を受けたものである。負担区分率は、中教審第二十二回答申でも明らかにされているように、経済的効果が当事者個人に帰属するものと社会全体に還元されるものとに分け難い以上、恣意的にならざるを得ない。また、寄宿

料値上げをイデオロギー的に支持している受益者負担主義なる概念は、教育を受けることによつて得られる経済的効果には、当事者個人に帰属するものと社会全体に還元されるものとがあり、このうち当事者個人に帰属する利益の割合に応じて受益者負担額を決めるといふものである。しかし、ここで前提とされている当事者個人に帰属する経済的効果とは、例えば国内外で搾取を行つたり公害をまき散らしたりしている大企業に就職すること、軍事開発やSDI計画や企業のための技術の開発等の研究に従事することとして得られるものであり、そのことに対してマイナスの意義は見いだせない以上、その利益性は欺瞞でしかない。については、国公立大学寄宿料の値上げを行わないようにされたい。

第二号中正誤	
ベシ段行 誤 二一六用い 三 四終わり 七 恐られ 元 一 二 さわさりながら 三 三七 大学中学校	正 思い 怒られ さはさりながら 大沢中学校
第三号中正誤	
ベシ段行 誤 五 一からハ 四 五 わかりません 三 一 四 ことぬいたしました。 四 三 オブザパー 六 終わり 六 から	正 と、思います。文教 わかりません ことにいたしました。 オブザーバー
第四号中正誤	
ベシ段行 誤 九 三終わり 二 けれども、 三 三六一文部大臣 五 二 四 適度 三 三 仮えは 六 六 有利子効	正 けれども、 文部大臣 過度 例えは 有利子別

昭和六十三年四月二十五日印刷

昭和六十三年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E